

## 障害福祉サービス

障害者等が在宅で訪問を受けたり、施設に通所や入所して利用するサービスがあります。  
「給付の種類」が「介護給付」となっているサービスを受けるためには、障害支援区分の認定が必要です。

### ○訪問系サービス:在宅で訪問を受けたり、通所などして利用するサービス

給付の種類	名称	内容
介護給付	居宅介護	居宅で入浴や排せつ、食事などの身体介護、食事準備や掃除などの家事援助を行います。
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、居宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出の移動の補助を行います。
	行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出の移動の補助などを行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報提供、移動に必要な援助などを行います。
	短期入所	家で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人の中でも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的にを行います。

### ○日中活動系サービス:施設などで昼間の活動を支援するサービス

給付の種類	名称	内容
介護給付	療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
	生活介護	常に介護が必要な人に、施設での入浴や排泄、食事の介護や創作的な活動などを行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会を提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援	一般企業等で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。

### ○居住系サービス:住まいの場としてのサービス

給付の種類	名称	内容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護などの日常生活の援助を行います。

- ※ 利用開始までには、ご相談から2か月程度時間がかかります。
- ※ ご利用のサービスの種類によって多少手続きの手順が変わることがあります。
- ※ サービスの利用にあたっては、計画書の作成が必要です。  
利用を希望される場合は、事前にご相談・お問い合わせください。

## 障害児通所支援

療育を行う必要があると認められる児童(18歳未満)に対し、集団生活への適応や生活能力の向上のための訓練を行います。

### ○支援内容

サービス名	対象とサービスの内容
児童発達支援	対象:療育の必要があると認められる未就学の障害児 内容:日常生活の基本動作の指導や集団生活の適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	対象:療育の必要があると認められる就学児 内容:放課後や長期休暇中に通所し、生活能力向上の訓練や社会との交流促進を行います。
保育所等訪問支援	対象:療育の必要があると認められる、保育所等に通う児童 内容:保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

- ※ 利用開始までには、ご相談から1か月程度時間がかかります。事前に相談日をご予約の上ご相談ください。
- ※ サービスの利用にあたっては、障害児支援利用計画書の作成が必要です。

### 補装具の交付・修理

身体の機能を補うための「補装具」の購入や修理にかかる費用の支給を行います。  
補装具の種類や障害等の内容によっては、医師の意見書や福岡県障害者更生相談所の判定が必要です。

### ○補装具の種類

障害の種類別	対象となる補装具の種目
視覚障害	義眼 眼鏡 盲人安全つえ
聴覚障害	補聴器
肢体不自由	義肢 装具 座位保持装置 車椅子 電動車椅子 歩行補助つえ(一本つえを除く) 歩行器
(18歳未満の人のみ)	座位保持椅子 起立保持具 など
心臓・呼吸器機能障害	電動車椅子(常に日常生活上の活動制限を受けており、医師が特に必要と認めた場合に限りです。)
肢体不自由かつ音声・言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置

- 対象者 身体障害者手帳所持者、難病患者等  
※支給対象は、障害名・等級などによって異なります。(障害の内容による支給制限があります。)
- 費用負担 自己負担は原則1割ですが、世帯の所得に応じた自己負担上限額があります。  
購入後・修理後の申請はできません。  
必ず事前に相談してください。

## 自立支援医療 (更生医療、育成医療、精神通院医療)

医療保険が適用される医療費の自己負担を軽減する制度です。世帯の所得に応じて自己負担上限額が設定されます。(世帯の市町村民税額に応じて対象外となる場合があります。)  
この制度は指定された医療機関でのみ適用されます。

### ○更生医療(18歳以上)

身体上の障害を軽くしたり、除いたりする医療の給付を行います。  
対象者:田川市に住んでいて、身体障害者手帳をお持ちの方

### ○育成医療(18歳未満)

現在身体に障害を有する児童、又は現存する疾患を放置すれば障害を残すと認められる者に対し、治療に必要な医療の給付を行います。  
対象者:保護者が田川市に住んでいて、身体に障害があり、そのまま放置しておく将来障害を残すと認められる児童で手術等の治療によって確実な治療効果が期待できる方。

更生医療・育成医療の対象となる主な医療	
じん臓機能	人工透析療法等
心臓機能	ペースメーカー植込術等
肢体不自由	人工関節置換術等
視覚	網膜剥離手術等
肝臓	肝臓移植術等
免疫機能	抗免疫療法等

- ※ 更生医療、育成医療とも治療を受ける前に申請が必要です。また、対象とならない治療もあります。

### ○精神通院医療

精神通院医療の指定を受けている医療機関へ通院した医療費の自己負担を軽減する制度です。  
1年ごとの更新手続きが必要です。  
対象者:精神疾患(てんかんを含む)により、通院による治療を続ける必要がある状態の方。

申請手続き等、詳しくはお問い合わせください。

### 相談・問い合わせ先

高齢障害課 障害者支援係  
電話 0947-85-7130  
FAX 0947-42-2000  
田川市役所1階 15番窓口

